

九州 I o T コミュニティ規約

(名称)

第1条 本コミュニティは、「九州 I o T コミュニティ」（以下「コミュニティ」という。）と称する。

(目的)

第2条 コミュニティは、IoT 技術の提供者と導入者、支援機関等が課題解決やアイデアの具現化、サポートの充実を検討するために集まる場とし、もって、九州における I o T の利活用を推進し、I o T ビジネスを九州から創出することを目的とする。

(事業)

第3条 コミュニティは、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) I T ・ I o T 関連の情報提供（セミナー、HP・メルマガ等）
- (2) ビジネスマッチング支援（ニーズ・シーズ発表会、テーマ別研究会等）
- (3) 技術開発補助金や人材育成、資金支援制度等の紹介・橋渡し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、コミュニティの目的を達成するために必要なこと

(会員)

第4条 コミュニティの会員は次のとおりとする。

- (1) 団体会員 コミュニティの趣旨に賛同する法人又は団体
- (2) 個人会員 コミュニティの趣旨に賛同する個人

(事務局)

第5条 コミュニティの事務局は、九州経済産業局及び一般財団法人九州地域産業活性化センターがこれを行う。

2 事務局は、事業の企画・立案・実施、会員の管理等にあたり必要な事務を行う。

(入会)

第6条 コミュニティに入会を希望する者は、別に定めるところにより入会申込書を事務局に提出し、事務局の確認・承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会費は当面無料とする。なお、コミュニティが実施する個別の活動に必要な経費（交通費等）は、その活動に参加する者が応分の負担を個々に行うものとする。

(退会)

第8条 コミュニティを退会しようとする会員は、事務局にその旨を届け出なければならない。

2 会員が次の各号の一つに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 入会した法人又は団体が、解散し又は破産したとき
- (2) 個人会員として入会した個人が、死亡し又は失踪宣告を受けたとき

(役員)

第9条 コミュニティに次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 若干名

2 会長は、コミュニティを代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

4 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第10条 総会は、必要に応じて会長が招集し会長が議長を務める。開催に関して、書面または電子メールによる開催とすることができる。

2 会長は、必要に応じ会員以外の出席を求めることができる。

3 総会は、コミュニティの事業及び運営に関する基本的事項について審議し決定する。

(企画委員会)

第11条 コミュニティの事業の円滑な遂行を図るため、企画委員会を設置することができる。

2 企画委員会の委員は、コミュニティの事業全般の企画・検討を行う。

3 企画委員会の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(研究会)

第12条 会員のニーズに基づき個別具体的なIOT技術開発等を推進するため、研究会を設置する。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、コミュニティの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成29年7月31日から施行する。